

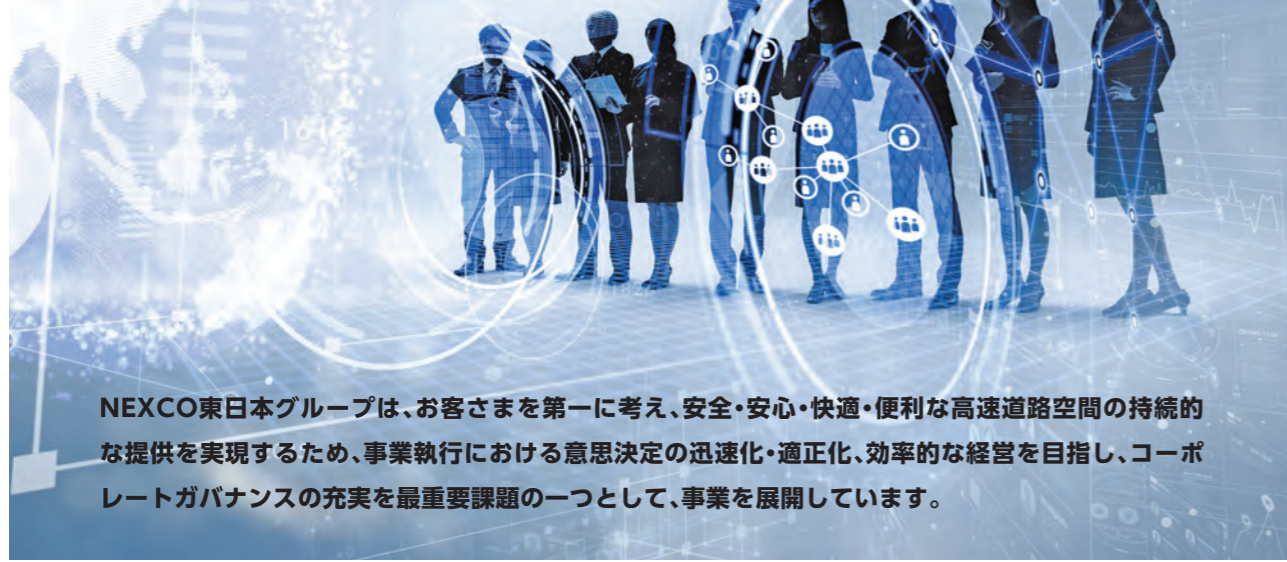
05 Governance

健全性・透明性を保ち 社会の要請へ応える

信頼される企業となるための取組み

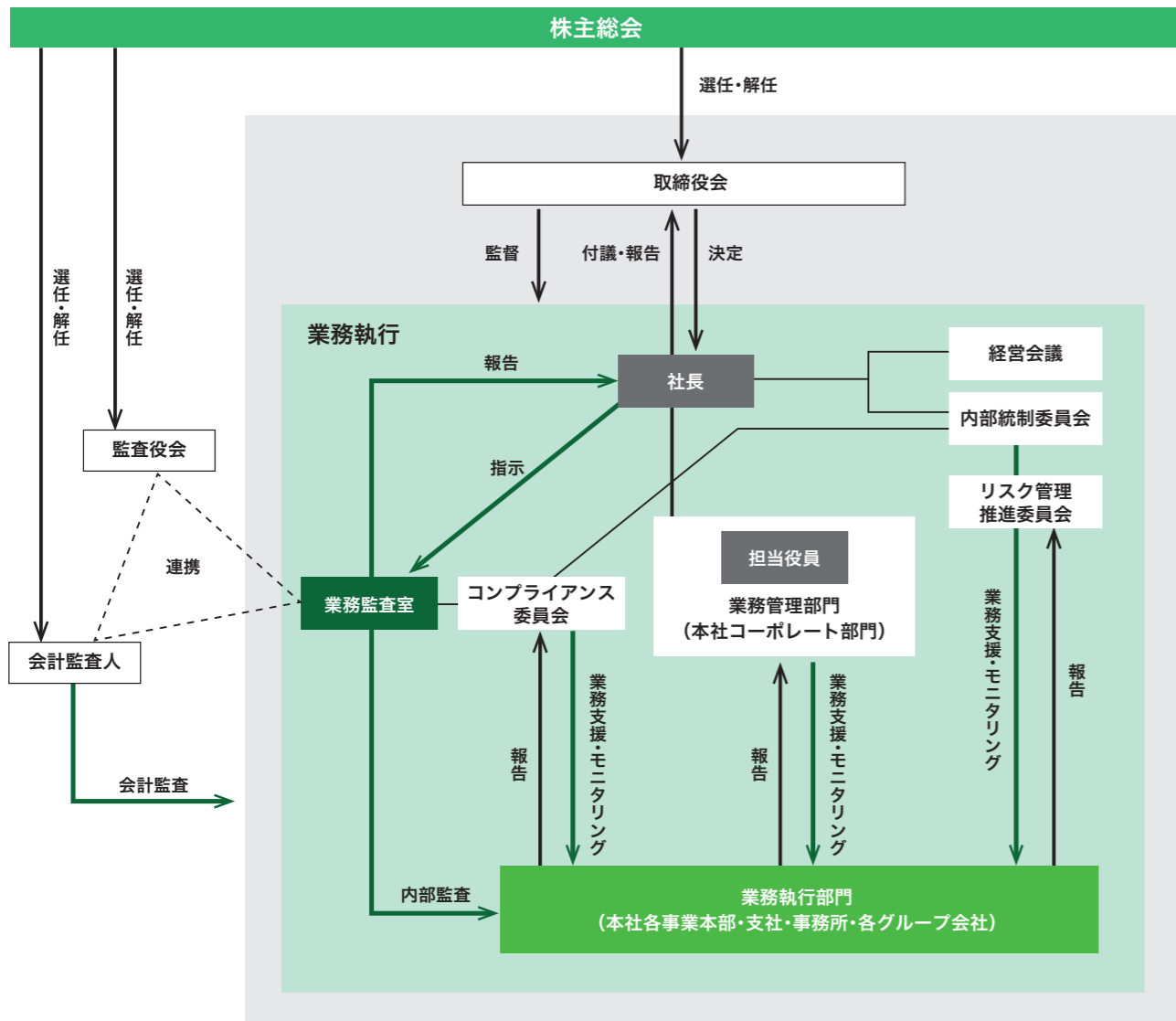


健全な経営を推進する ガバナンス体制の整備



NEXCO東日本グループは、お客さまを第一に考え、安全・安心・快適・便利な高速道路空間の持続的な提供を実現するため、事業執行における意思決定の迅速化・適正化、効率的な経営を目指し、コーポレートガバナンスの充実を最重要課題の一つとして、事業を展開しています。

【 NEXCO東日本グループのガバナンス体制 】



【 各会の機能 】

各会名	役割・業務	2022年度 開催回数
取締役会 取締役8名(うち社外取締役2名)	経営の方針、法令で定められた事項やNEXCO東日本グループ全体に係る重要事項の意思決定を行います。具体的には、中期経営計画・年度実行計画等に関する達成状況や見通し、重要プロジェクトの進捗状況や課題、料金収入・交通量・SAPA事業の実績・財務に関する事項のような経営に関する重要事項の審議を行うとともに、内部統制に関する事項の報告を受けるなどにより、経営の監督機能を確保しています。	13回
経営会議 社長・各本部長6名(計7名)	取締役会における審議をより適切かつ効率的に行うことおよび経営上重要な事項について十分な議論を尽くすことを目的として設置しています。	19回
内部統制委員会 社長・各本部長6名・ 関係部長4名(計11名)	内部統制システムの基本方針やその運用に関して必要な審議を行い、コンプライアンス体制やリスクマネジメント体制の構築などを整備し、コーポレートガバナンスの充実と適正かつ効率的な事業環境を確保しています。	1回
コンプライアンス委員会 社外有識者3名・ 各本部長6名(計9名)	NEXCO東日本グループとして、コンプライアンスに適合した行動を実践するために、社外の有識者を含む委員会を設置し、コンプライアンス推進活動に関する事項を審議および検討し、経営理念・経営ビジョンに適合した行動ができる場を確保しています。	2回
リスク管理推進委員会 各本部長6名・ 関係部長5名(計11名)	関係部署が複数にまたがる横断的な事項を中心に、経営に与える影響の大きい最重要リスクを特定し、これらの項目のモニタリングやPDCAサイクルに則ったリスクマネジメントの実施について審議と助言を行っています。	2回
監査役会 監査役4名*	監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務の執行の監査を行っています。監査役会では、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っています。	15回

* 社内監査役(常勤)1名、社外監査役(常勤)2名および社外監査役(非常勤)1名

【 監査機能 】

会計監査	EY新日本有限責任監査法人に依頼しており、同監査法人が会社法および金融商品取引法に基づく監査を実施し、会計処理の適正化に努めています。この会計監査に関する報告は、監査役会へ提出され、監査役の報告書にこれも含まれます。
内部監査	健全な経営による事業推進を確保するために、NEXCO東日本グループ全体の事業活動の有効性と効率性、会計報告の信頼性に関連する法令等の順守を検討・評価しています。主に経営の視点(会社の経営が適正な制度のもとに効率的に遂行されているのか等)と内部統制の視点(会社の会計その他の業務の運営が法令および諸規程に従い、適正に行われているのか等)による監査を行っています。

コンプライアンス経営で 適正な事業執行



NEXCO東日本グループでは、社長を最高責任者とする推進体制を構築し、全役員・社員が法令・社内規定・倫理行動規範を尊重し、高い企業倫理と社会良識を持った行動を実践する取組みを推進しています。また、コンプライアンス意識の定着・醸成に向けて、研修・講演会・強化月間の実施などさまざまな施策を実施しています。

NEXCO東日本グループ「コンプライアンス講演会」の様子

社員一人ひとりの意識向上

【企業と個人の行動原則「倫理行動規範」】

NEXCO東日本グループの倫理行動規範は、企業の行動原則である「企業行動基本方針」と、全役員・社員の行動原則である「私たちの行動指針」で構成しています。

また、自分が取るべき行動に迷いが生じたときの判断基準として、「迷ったときの4つの判断基準」を掲げるとともに、同基準の携帯用カードを作成し、全社員へ配布しています。

【迷ったときの4つの判断基準】

自分の取るべき行動について迷ったときは、次の基準に照らして判断します。

1. 法令、ルールに違反していないか。
2. NEXCO東日本グループの信頼・ブランドを損なわないか。
3. 十分な情報に基づき、相当の注意を払った上での判断か。
4. 家族に、友人に、胸を張って説明できるか。

【コンプライアンス推進体制】

コンプライアンス推進活動に取り組む責任者を職場・グループ会社ごとに配置し、それぞれが主体的な活動をできる体制を整えています。活動の状況は、定期的に情報共有がなされるとともに、意見交換も行われ、その後の推進活動に活かされています。

【開かれた「通報・相談窓口」】

公益通報者保護法に基づき、会社ごとに社内・社外の通報・相談窓口を設置し、課題の早期発見・解決を図っています。

【反社会的勢力などへの対応】

市民社会に脅威を与える反社会的勢力および団体などには、毅然として対応します。具体的には、各警察本部や暴力追放センターなどと連携した「不当要求防止連絡協議会」を支社ごとに設置し、警察への連絡体制の構築と協議会内の情報共有を図り、不当要求団体を恐れず、金銭の提供やその利用をしない・不当な要求は断固拒否を実践し、関係機関と一致団結した協力体制を確立しています。

「倫理行動規範」の詳細はこちら

<https://www.e-nexco.co.jp/company/governance/standard/>



「通報・相談窓口」の詳細はこちら

<https://www.e-nexco.co.jp/company/governance/compliance/>



公正性・透明性・競争性を確保した調達の実施

【適正な調達に関する取組み】

法令順守のもと、適正な調達を確保するための倫理教育に取り組み、契約制限価格などの調達手続きに関する情報管理の徹底に努めています。また、調達手続きおよび結果の情報公開や電子入札・契約などでDX (Digital Transformationの略)を推進し、入札を希望する皆さまへ「見える調達」を実践しています。

適正な調達に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> (1) 調達にかかる営業活動自粛を入札参加希望者へ要請、社員にも前者と接触しない倫理教育を実施 (2) 契約制限価格や発注予定などの未公表・非公開情報について、情報セキュリティ対策を実施し、情報漏洩の防止を徹底
公正性・透明性・競争性を確保した調達制度の構築と実施	<ul style="list-style-type: none"> (1) 競争契約の方法は、一般競争入札を原則とし、多様な入札契約方式から事業・工事の特性などを考慮し適切な方式を選択することで、品質と価格に優れた調達を実現 (2) 「公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、工事などの調達情報や主要工事の平均落札率を公表 (3) テレワークなど多様な働き方に対応するため、電子入札・電子契約などDXを推進し、入札参加希望者の負担を軽減
入札監視機能強化のための取組み	<ul style="list-style-type: none"> (1) 入札監視委員会を支社ごとに設置し、入札・契約手続き等に関して外部有識者による審議を実施 (2) 入札監視統一事務局を設置し、入札・契約手続きに関するデータを一元管理して分析を実施し、手続きの適正化に努めるとともに、審査状況を入札監視委員会に報告

情報セキュリティの確保

【情報セキュリティ確保の基本姿勢】

情報セキュリティの脅威が留まることなく変化し、情報資産は常にさまざまな脅威にさらされているとの認識のもと、NEXCO東日本グループが一体となり、事業活動の中で取り扱う個人情報をはじめとする重要な情報資産の安全確保を徹底し、情報セキュリティ対策を実施しています。

【運用体制】

情報セキュリティ対策に関する規程を定め、情報資産に接する役員、社員およびNEXCO東日本グループで働くすべての者が関わる情報セキュリティ対策の運用体制を確立・維持・改善し、情報セキュリティを支える活動に継続的に取り組んでいます。

【対策状況の検査】

情報資産を適正に管理するため、セキュリティ対策の実施状況を毎年点検し、必要な是正を行っています。また、外部機関により情報システムの脆弱性やサイバー攻撃などの脅威に対する攻撃耐性を検査し、対策状況の適正性を確認することで、情報システムの安全性を高く保っています。

【「多層」のセキュリティ対策】

情報システムが配置された区画への入室管理、情報の重要度に応じた管理、情報セキュリティに関する社員教育や訓練およびサイバー攻撃や情報漏洩に対する技術的対策など、情報の漏洩、改ざん、窃取などのリスクに対処するため、物理的、人的および技術的なセキュリティ対策を多層的に講じています。また、災害など非常事態が生じた際も情報へのアクセスを確保するため、クラウドサービスを活用したり、情報通信ネットワークや機器を二重化するなどの対策を講じています。万が一、重大な情報セキュリティインシデントが生じた場合は、経営陣による対応方針を決定するとともに、被害を最小限にとどめるよう迅速に対応し、原因の究明および再発の防止に努めます。